

告 示

埼玉県告示第二百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

細谷ビル

埼玉県北本市二ツ家四丁目百三十三番地一 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 建設場所は北本市立東小学校・東中学校の学区内であり、付近は児童・生徒の居住区内である。また、大型車両の通行する道路が学区及び通学路となっていることから、大型車両の出入りについては、小・中学校の児童・生徒の登下校及び休日も含め、誘導員を配置するなど安全確保に十分に配慮すること。
- (2) 工事車両、搬入出車両、来客車両等の交通整理、及び通学路の歩行スペースの確保、注意を呼びかける表示等を設置するとともに、路上駐車させない等、安全確保に十分に行うこと。
- (3) 開発区域と市道二四三一号線との間の歩道の設置については、市と再度協議すること。また、変更があった場合、理由書を提出するとともに、修正図面を合わせて提出すること。

二 縦覧期間

平成二十七年三月十七日から平成二十七年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター